専門実践教育訓練給付金の支給対象者の方へのお知らせです。支給対象の方のみご確認ください。

＜支給対象者＞①雇用保険の被保険者②雇用保険の被保険者であった方
※詳しくは「専門実践教育訓練の「教育訓練給付金」のご案内」をご確認ください。

専門実践教育訓練給付制度を申請希望の方へ

❒専門実践教育訓練給付制度の講座として指定を受けました

山口県立大学別科助産専攻は平成 27 年 4 月 1 日から専門実践教育訓練の講座として厚生労働大臣より指定を受けました。申請を希望される方は下記のとおり申請してください。

教育訓練施設名：山口県立大学
講座名：別科助産専攻
指定番号：3510006-1510011-0

❒専門実践教育訓練給付制度とは・・・

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）又は被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合（山口県立大学別科助産専攻を修了した場合）、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費（入学料・授業料）の一定の割合額（上限あり）をハローワーク（公共職業安定所）から支給する制度です。

＊詳細はハローワークへお問い合わせください。

❒申請手続きは・・・

専門教育訓練受講開始の１ヶ月前までに行う必要があります。手続き書類については、ハローワークにて配布しておりますので、ハローワーク（本人の住所を管轄するところ）へお尋ねください。（支給を受けるための支給申請は、別途手続きが必要。）

必ず 2027 年 2 月 5 日(金)頃までに、住所を管轄するハローワークで
手続きを行ってください。なお、2027 年度の受講開始予定日は 2027 年 4 月 2 日、
受講修了予定日は 2028 年 3 月 15 日です。

〒753-8502　山口県山口市桜畠 6-2-1
山口県立大学教育研究支援部教務部門
TEL：083-929-6506
FAX：083-929-6504